

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市行政不服審査会		
開催日時	令和5(2023)年8月24日(木) 午前10時30分から午前11時10分まで		
開催場所	みよし市役所6階601、602会議室		
出席者	<b>【委員】</b> 坂口委員(会長)、南谷委員、倉橋委員、清田委員、深谷委員  <b>【事務局】</b> 深谷総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、森田主幹、林副主幹、窪田主任主査、鈴木主任主査、一丸主査		
次回開催予定日	令和5(2023)年10月26日(木)		
問合せ先	総務部総務課 鈴木、一丸 電話 0561-32-8000(直通) メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開条例第7条第2号の規定による
審議経過	○総務部次長兼総務課課長；続きまして「みよし市行政不服審査会」に移りたいと思います。 みよし市行政不服審査会条例第8条の規定により、会長が議長となっておりますので、会議の取り回しは会長にお願いいたします。それでは会長よろしくお願いいたします。  ○坂口会長；それでは、議題1点目の「みよし市長小山祐の令和4年9月13日付の審査請求人に対する延滞金減免(免除)の却下についてに関する処分(4み令納第401号)についての審査請求について」、事務局より説明をお願いします。  <b>【非公開のため要約】</b> ○事務局から審査請求の資料について説明を行った。  ○坂口会長；それでは、議題2点目の「令和4(2022)年8月12日付け4み納第336号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求について」及び議題3点目「令和4(2022)年8月		

12日付け4み納第337号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求について」、事務局より説明をお願いします。

**【非公開のため要約】**

- 事務局から審査請求の資料について説明を行った。
- 坂口会長；他に御意見等はありませんか。ないようでしたら、議題2、3点目については、これで終了することとします。  
その他、何かございますか。特にないようですので、これを持ちまして、令和5年度第3回みよし市行政不服審査会を終了します。
- 総務部次長兼総務課課長；ありがとうございました。次回の行政不服審査会につきましては、時期が近づいてまいりましたら、開催通知や資料を送付いたします。  
本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。